



事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 10 日

関係機関、業界団体の長 殿

福井労働局労働基準部健康安全課長

労働安全衛生法に基づく化学物質管理に関する説明会の開催について（依頼）

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場での化学物質管理については、危険性・有害性があると区分された化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、ばく露低減措置を適切に実施する制度（自律的管理）が全面的に施行されているところです。

また、労働安全衛生法等の改正法により、危険性・有害性情報の通知（SDSの交付）や個人ばく露測定に関する見直しが行われています。

今般、厚生労働省において、化学物質管理者や事業主等を中心に、自律的管理のポイントや法改正内容を分かりやすく解説する「労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会」が、別添のとおり開催されます。

つきましては、傘下団体・企業又は構成組織等の関係者に対し、本説明会の周知について、御協力方よろしくお願い申し上げます。

担当者：〒910-8559

福井市春山1丁目1-54 9階

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全係長 竹内